

特別非常勤講師制度について

(1) 制度の概要

非常勤の講師について、都道府県教育委員会に届け出て、免許状を有しない者を非常勤の講師に充てる制度（昭和63年の教育職員免許法の改正により制度化）。

優れた知識や技術を有する社会人を学校教育に活用することにより、学校教育の多様化への対応とその活性化をねらいとする。

なお、平成10年の免許法改正により、対象教科の拡大、手続の簡素化（許可制から届出制）が行われた（平成10年7月1日施行）。

(2) 担任できる教科等

学 校 種	対象教科等(各教科等の領域の一部について担任)
小学校	全教科，総合的な学習の時間，道徳，クラブ活動
中学校	全教科，総合的な学習の時間，道徳
高等学校	全教科，総合的な学習の時間
特殊教育諸学校	全教科，総合的な学習の時間，道徳（小学部及び中学部），クラブ活動（小学部）

(3) 手続

雇用・任命権者から都道府県教育委員会への届出

（平成10年免許法改正前：都道府県教育委員会の許可）

(4) 件数の推移

（単位：件）

	小学校	中学校	高等学校	特殊教育諸学校	計
平成元年度	0	6	1 6 7	0	1 7 3
平成6年度	2	2 3 2	2, 0 6 8	2 6	2, 3 2 8
平成7年度	2	3 4 8	2, 5 3 3	3 5	2, 9 1 8
平成8年度	6	4 4 2	3, 0 4 9	4 0	3, 5 3 7
平成9年度	5 1 5	9 1 3	3, 5 6 3	2 3	5, 0 1 4
平成10年度	9 2 0	1, 1 6 3	4, 1 5 3	4 4	6, 2 8 0
平成11年度	2, 1 4 0	1, 6 0 4	4, 8 0 3	9 9	8, 6 4 6
平成12年度	3, 7 1 1	1, 8 7 4	5, 8 8 6	1 3 6	1 1, 6 0 7
平成13年度	5, 4 9 0	2, 3 6 9	6, 6 7 5	1 6 1	1 4, 6 9 5

(5) 事例

小学校 体育：日本舞踊（日本舞踊家），家庭：藍染学習（藍染工房館長），音楽：和太鼓（会社員），算数：コンピュータ活用（パソコン講習会講師）

中学校 社会：社会福祉（福祉施設職員），美術：漆器作成（県立漆器試験場職員），クラブ活動：謡曲（観世流能楽師），ちぎり絵，昔遊び，横笛等（自営業等），技術：情報基礎（情報処理技術者）

高等学校 国語：演劇（演劇講師），商業：マーケティング（貿易コンサルタント会社社員），保健：救急法（日本赤十字社指導員），保健体育：太極拳（中国武術審判員），工業：CG入門（専門学校講師）

特殊教育諸学校 保健：リハビリテーション（理学療法士），音楽：箏曲（箏曲三弦教授）